岩手県人事委員会告示第2号

不利益処分についての不服申立てに関する規則(昭和54年岩手県人事委員会規則第10号。以下「規則」という。)第50条の規定による判定書の送達について、送達を受けるべき審査請求人の所在が不明のため送達することができないので、規則第59条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

- 1 送達すべき書類 昭和50年3月17日付けで審査請求のあった50岩人委(不)第8454号事案及び50岩人委(不)第8458号事案並 びに昭和56年2月20日付けで審査請求のあった56岩人委(不)第29号事案に係る判定書
- 2 送達を受けるべき審査請求人の事案番号及び氏名 別紙のとおり。
- 3 判定書の内容要旨 規則第48条第1項の規定に基づき本件審査請求の審査を打ち切る。
- 4 送達すべき書類の保管 岩手県人事委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

付記 上記の書類を受領しないときは、平成28年4月14日をもって送達があったものとみなされます。

別紙

送達を受けるべき審査請求人の事案番号及び氏名

1 昭和50年3月17日付けで審査請求のあった50岩人委(不)第8454号及び50岩人委(不)第8458号事案

事案番号	氏 名	事案番号	氏 名
8454	曽我 正	8458	中村 秋三郎

2 昭和56年2月20日付けで審査請求のあった56岩人委(不)第29号事案

事案番号	氏 名	
29	千葉 明	